

消食表第114号
平成23年3月17日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震を受けた製造所固有記号の表示の運用について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害が生じ、食料の円滑な供給が最重要課題となっていることから、製造所固有記号の取扱いの特例として、平成23年4月30日までに製造する食品（添加物）については、新たな記号を届け出なくても、別添届出様式を用いてFAX（FAX番号：03-3507-9292）により消費者庁食品表示課へ届け出ることにより、被災地の工場（製造所）で使用していた記号を他の工場（製造所）に例外的に使用できることとしたので、御承知願いたい。